

太田市がん患者ウィッグ等購入費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、がん治療に伴う外見の悩みを抱えているがん患者等に対し、外見の変化を補うためのウィッグ等又は乳房補整具（以下「補整具」という。）の購入に要する費用の一部を助成することにより、がん患者等の心理的及び経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図り、もって治療と就労継続等の社会生活の両立を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) がん治療 手術療法、化学療法、放射線療法その他のがんに対する医療行為をいう。
- (2) がん患者等 がん治療を現に受けている者及び過去に受けていた者をいう。
- (3) ウィッグ等 がん治療による頭部の脱毛を予防し、又は補うために着用するものをいう。
- (4) 乳房補整具 がん治療（手術療法に限る。）により切除された乳房を補整するための人工乳房（体内に挿入する人工乳房を除く。）、パッド、ニップル、これらを固定する下着等をいう。

(助成対象者)

第3条 太田市がん患者ウィッグ等購入費助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、がん患者等のうち、第5条の規定による申請をする日において次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に1年以上継続して記録されていること。
- (2) 1年以内に補整具を購入したこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、がん患者ウィッグ等購入費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その申請をしなければならない。この場合において、助成対象者が未成年者であるときは、その保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、助成対象者を現に監護するものをいう。）が当該助成対象者に代わり申請するものとする。

(1) がん治療を受けていることが分かる書類

(2) 補整具の購入に要した費用に係る領収書その他の補正具の購入に要した費用の額が分かる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する手続は、太田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成17年太田市条例第278号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用し、申請者が申請に必要な事項を入力して送信する方法によっても、行うことができる。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を受けた申請者に対して、速やかに当該申請に係る助成金を交付するものとする。

(助成金の交付回数)

第8条 助成金は、助成対象者1人に対し、補整具1種類につき1回に限り交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、これを取り消し、既に助成金を交付しているときは、その者に対し、期限を定めて当該助成金の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に購入する補整具について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の太田市がん患者ウィッグ等購入費助成金交付要綱の様式第1号は、当分の間、使用することができる。

別表（第4条関係）

補整具の種類	助成金の額
ウィッグ等	ウィッグ等の購入額又は30,000円のいずれか少ない額
乳房補整具	乳房補整具の購入額又は10,000円のいずれか少ない額

備考 ウィッグ等の購入額には、クリーナー、リンス、ブラシ等のケア用品の購入に要する費用は含まない。